

富士山火山編

第1章 総 論

第1節 富士山火山編の概要

この計画は、住民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）が策定した「富士山火山広域避難計画（平成27年3月）」（以下「広域避難計画」という。なお、広域避難計画は改定作業中であり、今後、大幅に内容変更される可能性がある。また、ここでいう「広域避難」とは、広域にわたる複数の市町村の指針となる避難基準であり、一般災害編第2章第12節第12でいう「広域避難」（＝市町村区域外への避難）と異なるため注意）に基づき、県、市町村、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

第2節 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある又は活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山は、過去5600年間に約180回の噴火が確認されており、国内でも有数の活動的な活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民の生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

第4節 富士山の現況等

第1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約500km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

第2 富士山の活動史

1 火山はその一生の中で活動の特徴を変えることが多い。そこで、活動の特徴が類似する期間を「期」あるいは「ステージ」などとしてまとめることで、火山の噴火史の区分を行うことが一般的に行われる。このような噴火史の区分やその境界年代は、研究の進展によって変化しうる。

最新の富士山の総合的調査結果である産業技術総合研究所地質調査総合センターの富士火山地質図（第2版）（高田ほか、2016）では、現地調査で明らかになった富士火山噴出物の上下関係と多くの放射性炭素年代値を総合的に検討して、新しい富士山の噴火史を構築し、年代区分を行った。約17,000年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期（約10万年前～約17,000年前）、それ以後を富士宮期（約17,000年前～約8,000年前）と須走期（約8,000年前以降）としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走-a期（約8,000年前～約5,600年前）、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐型の火山体が形成された須走-b期（約5,600年前～約3,500年前）、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走-c期（約3,500年前～約2,300年前）及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走-d期（約2,300年前以降）に分けられている。

なお、宮地（1988）等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」に相当する。

○ 噴火年代区分

年代区分		時 期	主な噴火口の位置	噴火の傾向
星山期		約10万年前～約17,000年前	—	爆発的噴火 複数回の山体崩壊 ※2
富士宮期		約17,000年前～約8,000年前	—	溶岩の大量流出
須走期	須走-a期	約8,000年前～約5,600年前	（静穏期）	小規模な火砕物の噴出 （富士黒土層※3の主要部分形成）
	須走-b期	約5,600年前～約3,500年前	山頂と山腹	溶岩の流出、火砕流の発生 （現在の円錐形の火山体の形成）
	須走-c期	約3,500年前～約2,300年前	山頂と山腹	爆発的噴火、火砕流の発生 山体崩壊※2
	須走-d期	約2,300年前～現在	山腹	溶岩の流出 爆発的噴火（宝永噴火）

※1 噴火年代区分の須走期等の名称は模式地の地名による。

※2 山体崩壊の発生の要因は複数あり、噴火によるものか否かは特定できていない。

※3 火山灰があまり降らなかったことにより、植物が茂りそれが腐ってできる黒土（腐植土）に富む地層。

2 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観6～8年（西暦864～866年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年（西暦1707年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年余、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年

4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

○ 富士山の主な災害の歴史

「郷土史年表」等による富士山の主な火山災害は次のとおりである。

800（延暦19.4～）	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 （日本紀略）
864（貞観6.5～）	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める （貞観大噴火）（三代実録）
1083（永保3.2.28）	富士山大噴火 （扶桑略記）
1707（宝永4.11.23）	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する （宝永大噴火）

第3 富士山における噴火の特徴

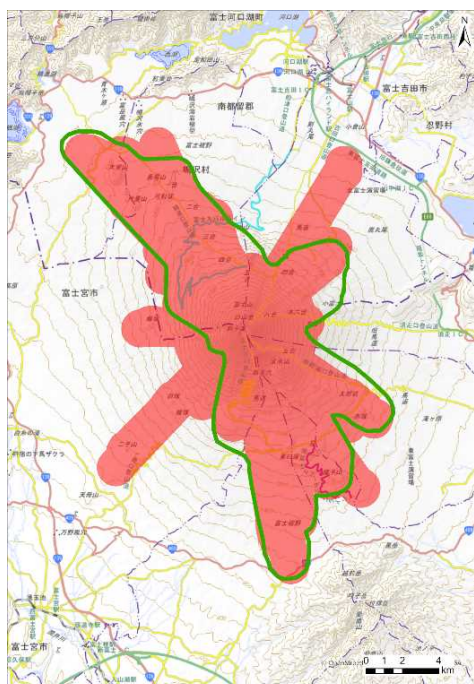
富士山の噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- 1 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- 2 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では近隣の火口からの噴火は認められるが、同一火口からの再度の噴火は確認されていない。
- 3 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2300年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- 4 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも西暦781年以降10回の噴火が確認されている。

第5節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

第1 想定火口範囲

富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）では、平成16年の富士山ハザードマップ作成以降に明らかになった火口に加え、ハザードマップの対象とすべき富士山の噴火年代が変更になった約5600年から現在までの実績火口をもとに、噴火する可能性のある範囲である「想定火口範囲」を再設定した。「想定火口範囲」は既存火口と山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域と山頂付近の伏在火口を考慮した範囲をあわせた範囲である。この「想定火口範囲」は噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域である。



上記の図、実線部分が平成16年富士山ハザードマップ想定火口範囲、着色部分が令和3年改定版富士山ハザードマップ想定火口範囲である。

第2 想定される火山現象とその危険性

1 想定される前兆現象

火山性地震	火山体及びその周辺で起きる震源が浅い地震。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれもある。
火山性微動	地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。
山体膨張	山体の一部が膨張する現象である。
火山ガス（噴気とも）	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が、マグマから分離し、火口や噴気孔から放出される気体成分である。大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

2 火山災害事象の解説

溶岩流	溶けた岩石が連続的に流れる現象で、富士山の溶岩流の温度は、1,200度ぐらいと高温であり、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さである。
降灰	細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、堅牢な建物への避難が必要となる。

大きな噴石	気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでおり、防災上の観点から「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分している。概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散するものを「大きな噴石」と呼んでおり、その速度は時速 100km を超えると考えられている。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径 2～4km の範囲は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。直径数 cm 程度の小さな噴石は、風の影響を受け遠く離れた地域にも到達することがある。西暦 1707 年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から 10 km ほど離れた場所で 20 cm 程度の軽石が到達し、さらに 20 km 離れたところでも数 cm の軽石が到達した。
火砕流・火砕サージ	高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。
融雪型火山泥流	雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
降灰後の降雨による土石流	山の斜面に積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ 10 cm 以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
岩屑なだれ	山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れる現象である。富士山では、約 2900 年前に御殿場方面に崩れたことや、さらにそれ以前にも複数回発生していた可能性がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。
水蒸気爆発	熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。
火山ガス	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。
空振	噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要である。
洪水氾らん	川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水を起こす現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。
津波	山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

第6節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火警報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

第1 噴火警報・火山情報等の種類

1 噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）または噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報」として発表する。噴火警報（居住地域）及び噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

2 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

3 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いはこのとおりである。富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	で火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

※噴火の規模の区分は、噴出量により 2～1 3 億 m^3 を大規模噴火、2 千万～2 億 m^3 を中規模噴火、2 百万～2 千万 m^3 を小規模噴火とする。

4 降灰予報

気象庁は、以下の 3 種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

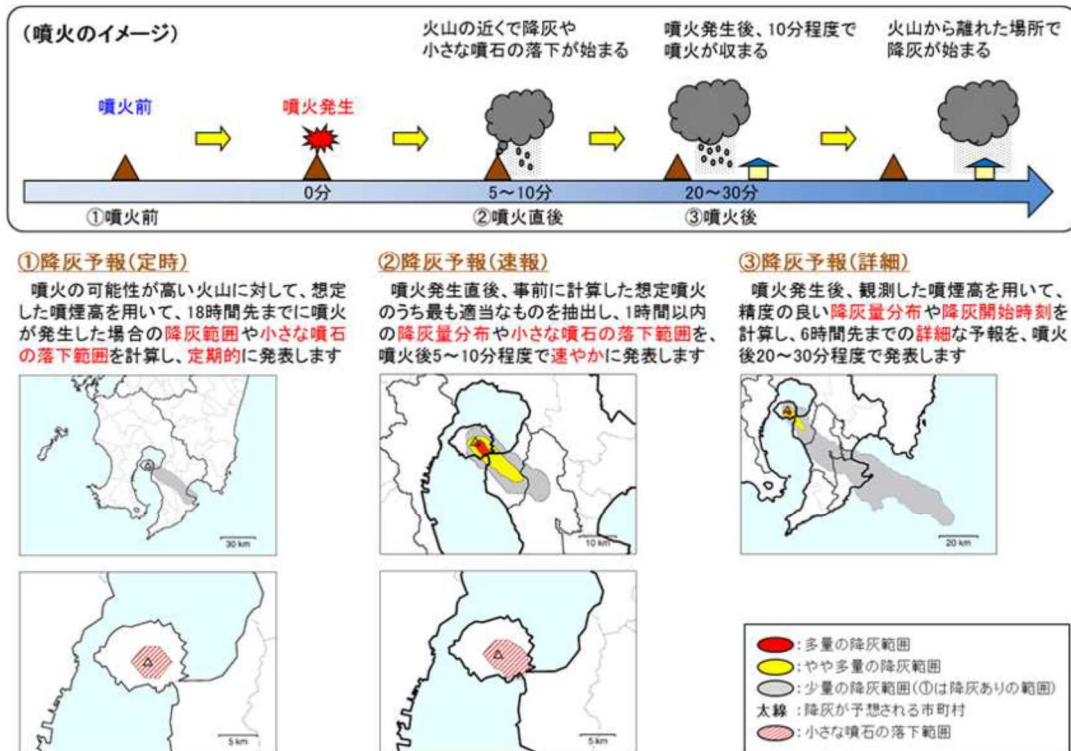
【降灰量階級と降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

【降灰量階級ととるべき行動等】

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	路面	視界	人	道路	
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	碓子への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

【降灰予報の発表イメージ】



5 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

(2) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

(3) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

(4) 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

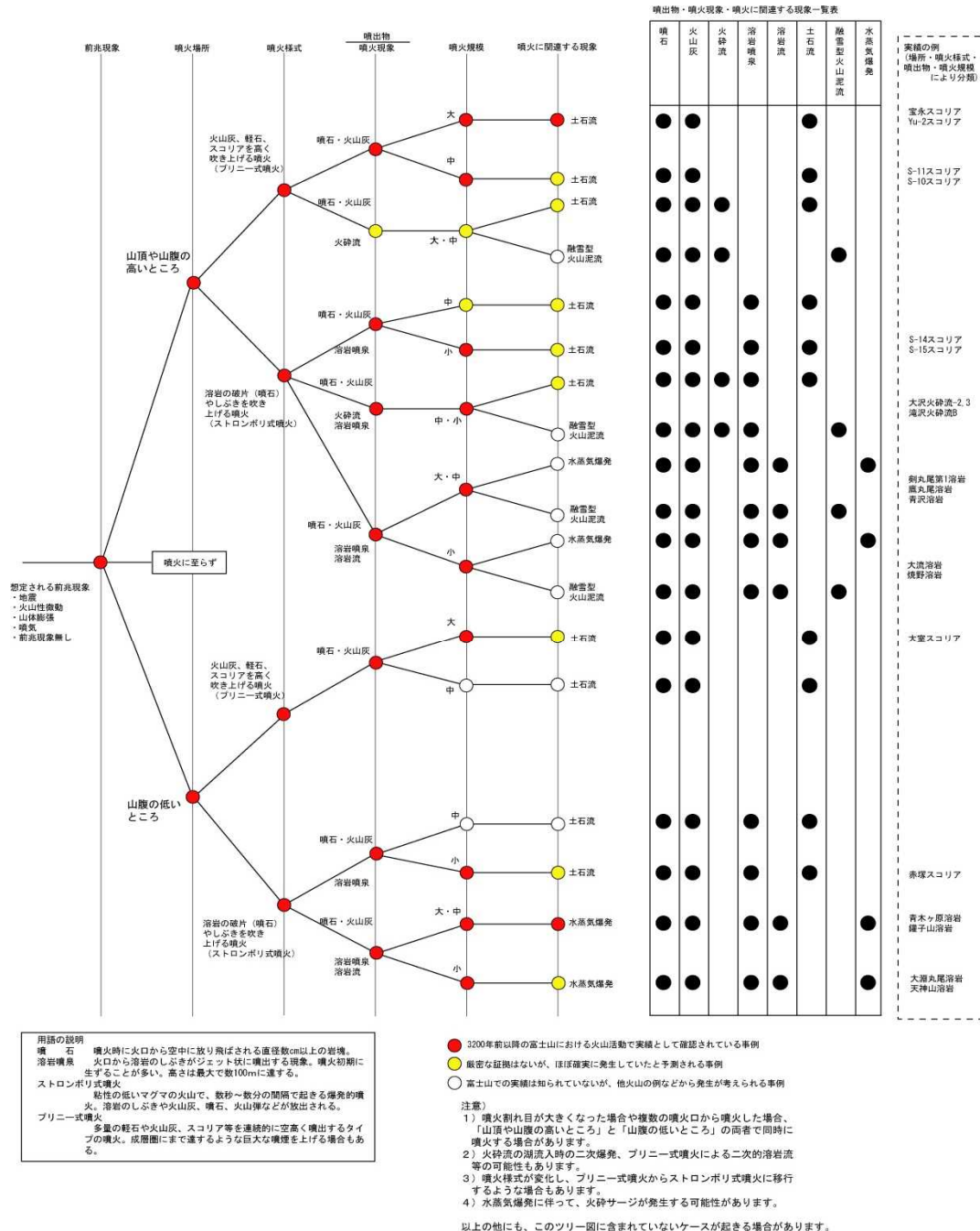
(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

第7節 避難計画

第1 噴火の概略シナリオ

富士山の起こりうる噴火について、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではないが、富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示された噴火のシナリオを表記する。



第2 対象とする火山現象、影響想定範囲及び避難対象エリア

1 対象とする火山現象

- (1) 火口形成
- (2) 火砕流・火砕サージ

- (3) 大きな噴石
- (4) 溶岩流
- (5) 融雪型火山泥流
- (6) 降灰・小さな噴石
- (7) 降灰後の降雨による土石流

2 各火山現象の影響想定範囲

富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）及び広域避難計画で示された範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。

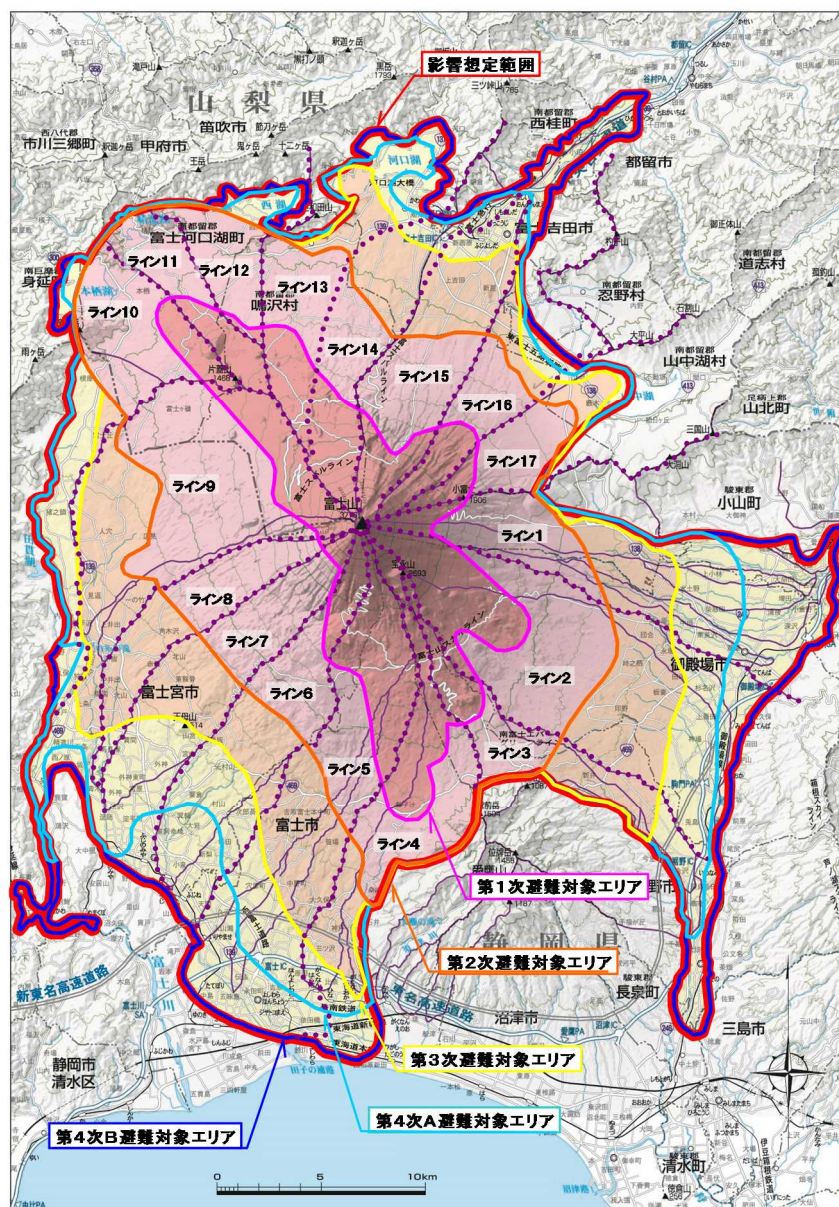


図1 想定火口範囲、大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

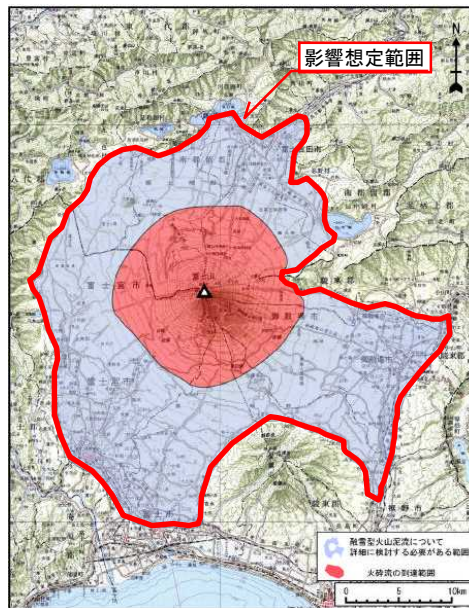


図2 融雪型火山泥流の影響想定範囲

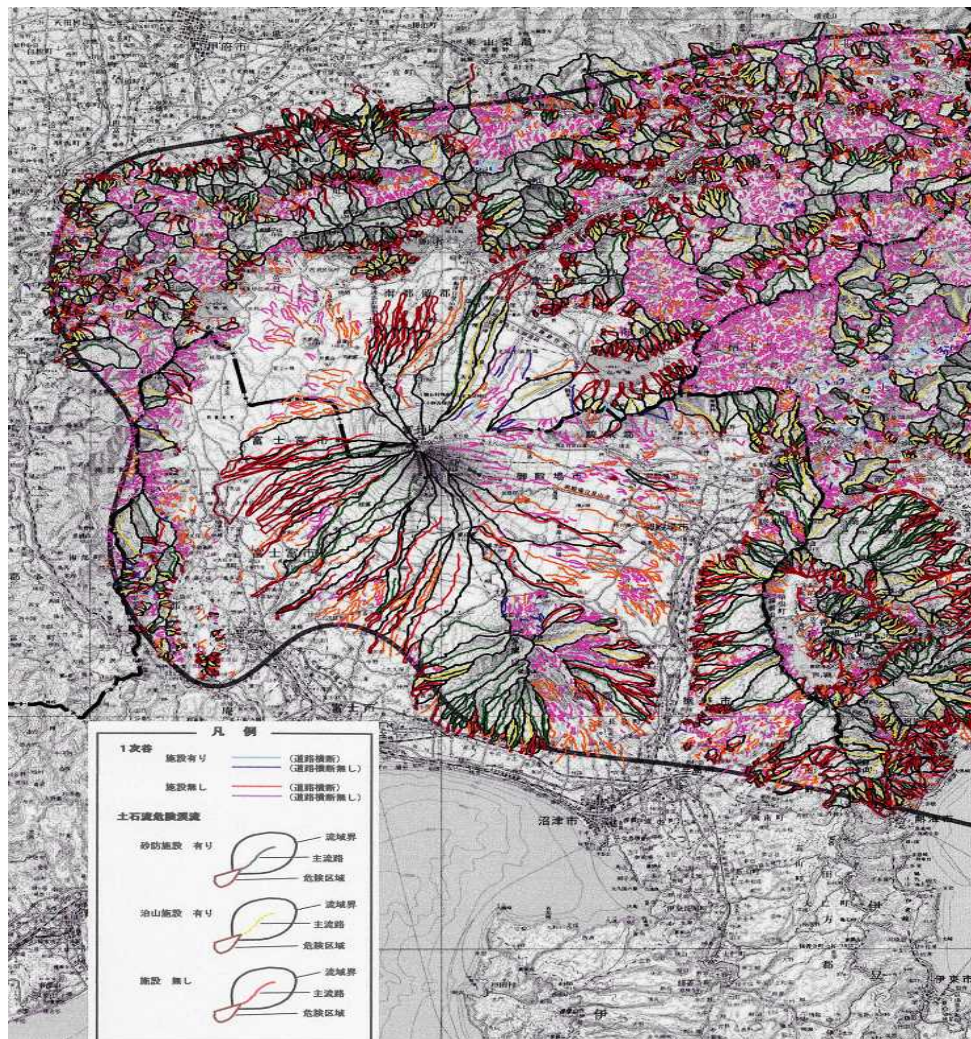


図3 降灰後土石流の影響想定範囲

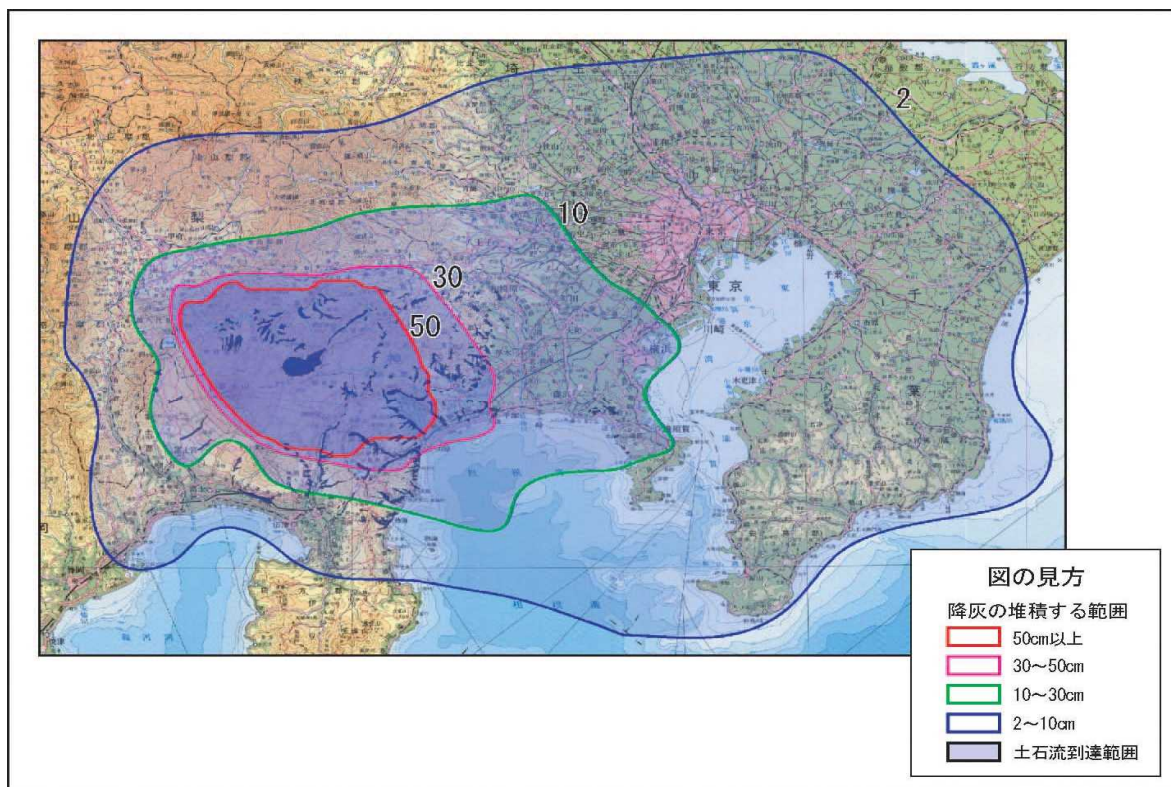


図4 降灰の影響想定範囲

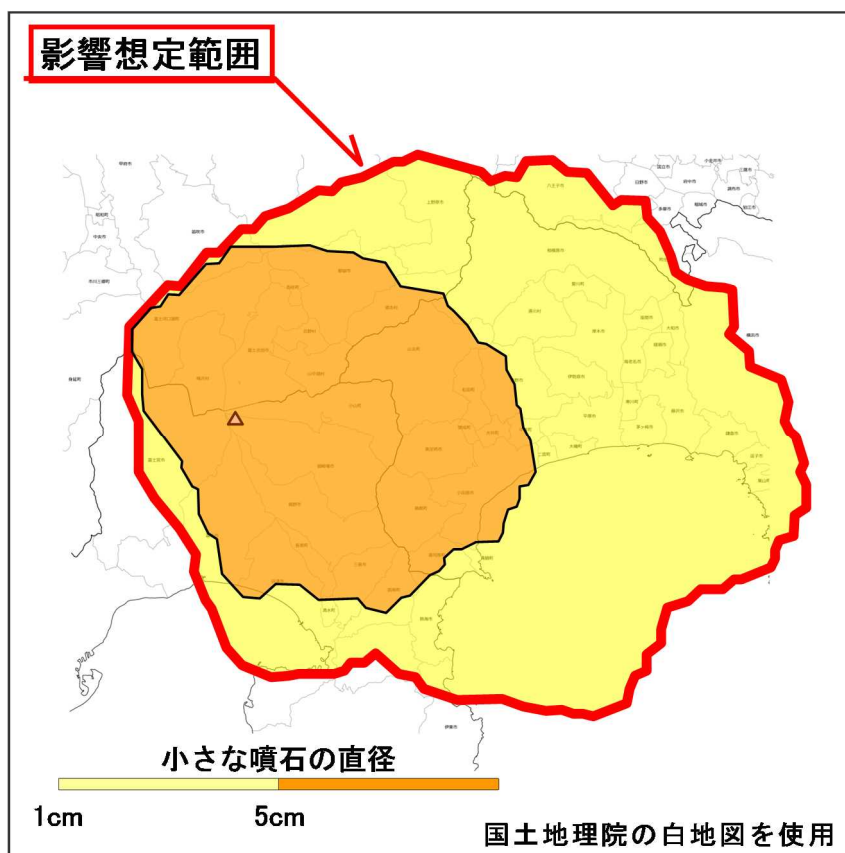


図5 小さな噴石の影響想定範囲

3 避難対象となる範囲

広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象		説明
大きな火口形成、噴石、火砕流、溶岩流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
		第1次避難対象エリア	想定火口範囲
		第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲
		第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲
		第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲
		第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間-約40日間)到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
		避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 (シミュレーション結果等により流下が想定される部分)
降灰	影響想定範囲		降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)
		避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲※1※2※3
		屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲※2
小さな噴石	影響想定範囲		1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
		避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

第3 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、段階的に避難準備や避難を行う。

1 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型 火山泥流	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流
		火砕流、大きな噴石									
		火口形成									
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア					
噴火前	3	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】 避難準備 避難準備 避難準備		—	—
	5	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難・入山 規制 【全方位】	避難 避難 避難	避難準備 避難準備 避難準備	—	—
噴火開始直後		避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【全方位】	避難 避難 避難・入山規制 【必要な場合】	避難準備 避難 避難・入山規制 【必要な場合】	—	避難 避難 避難・入山 規制 【必要な範囲】	【降灰可能性マップの範囲】 避難準備 避難準備 避難準備		屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

※上段：一般住民 中段：避難行動要支援者 下段：観光客・登山者

2 噴火開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流					降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流
	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	降灰域内の避難 対象エリア
現象の 発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険 がある場合
				※A	※A				
噴火開始後	避難 避難 避難・入山規制 【対象外】	避難 避難 避難・入山規制 【対象外】	避難 避難 避難・入山規制 【対象外】	避難 避難 避難・入山規制 【対象外】	避難準備 避難 避難・入山規制 【対象外】	避難 — 【対象外】	降灰シミュレーション （気象庁作成）の範囲 等を参考に設定 避難 避難 避難 屋内退避 屋内退避 屋内退避		避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）

※A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合

※B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合

第4 広域避難に係る基本事項

1 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、噴火の規模によっては市町村外への広域避難となる。

2 広域避難先の調整

(1) 県は、避難先となる受入市町村を決定し、避難実施市町村に示し避難受入に関する事項について調整する。

(2) 避難実施市町村は、県から示された受入市町村に基づき、受入避難所を決定する。この際、受入市町村に一時集結地を設け避難者を一旦集合させ、受入避難所の細部についての指示を行う等、避難の混乱を防ぐものとする。（図6）

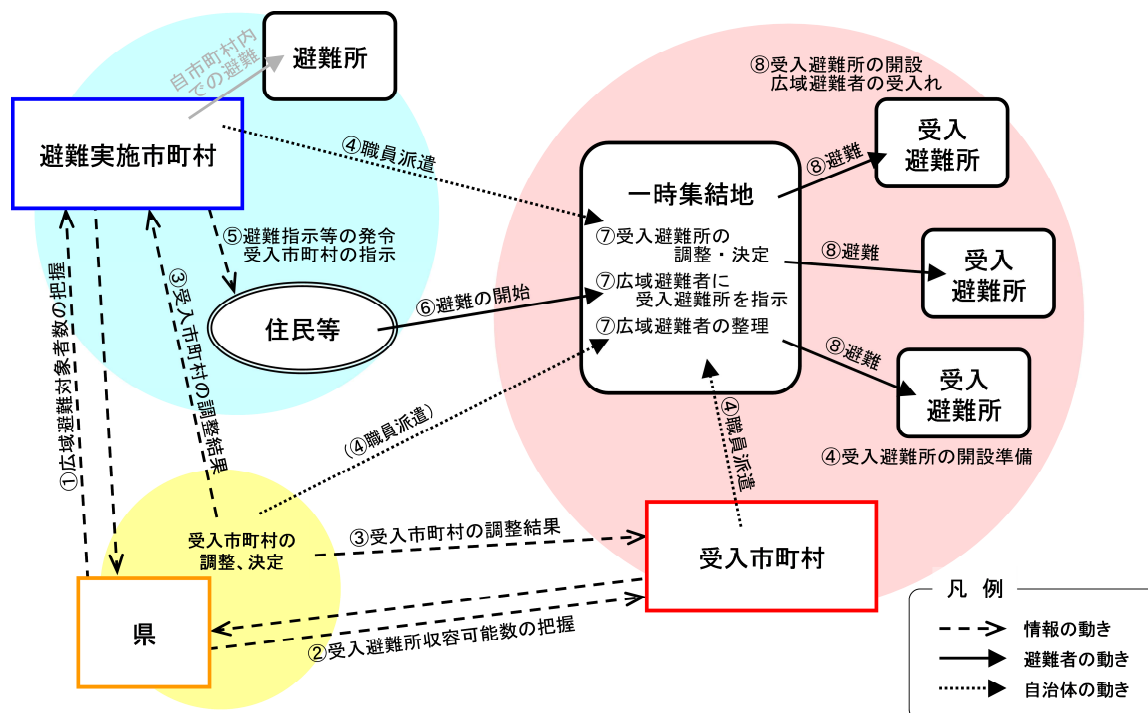


図6 広域避難の受入調整フロー図

(3) 広域避難者は同一県内の他市町村で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、静岡県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により各県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

3 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図7）。

避難実施市町村は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町村の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

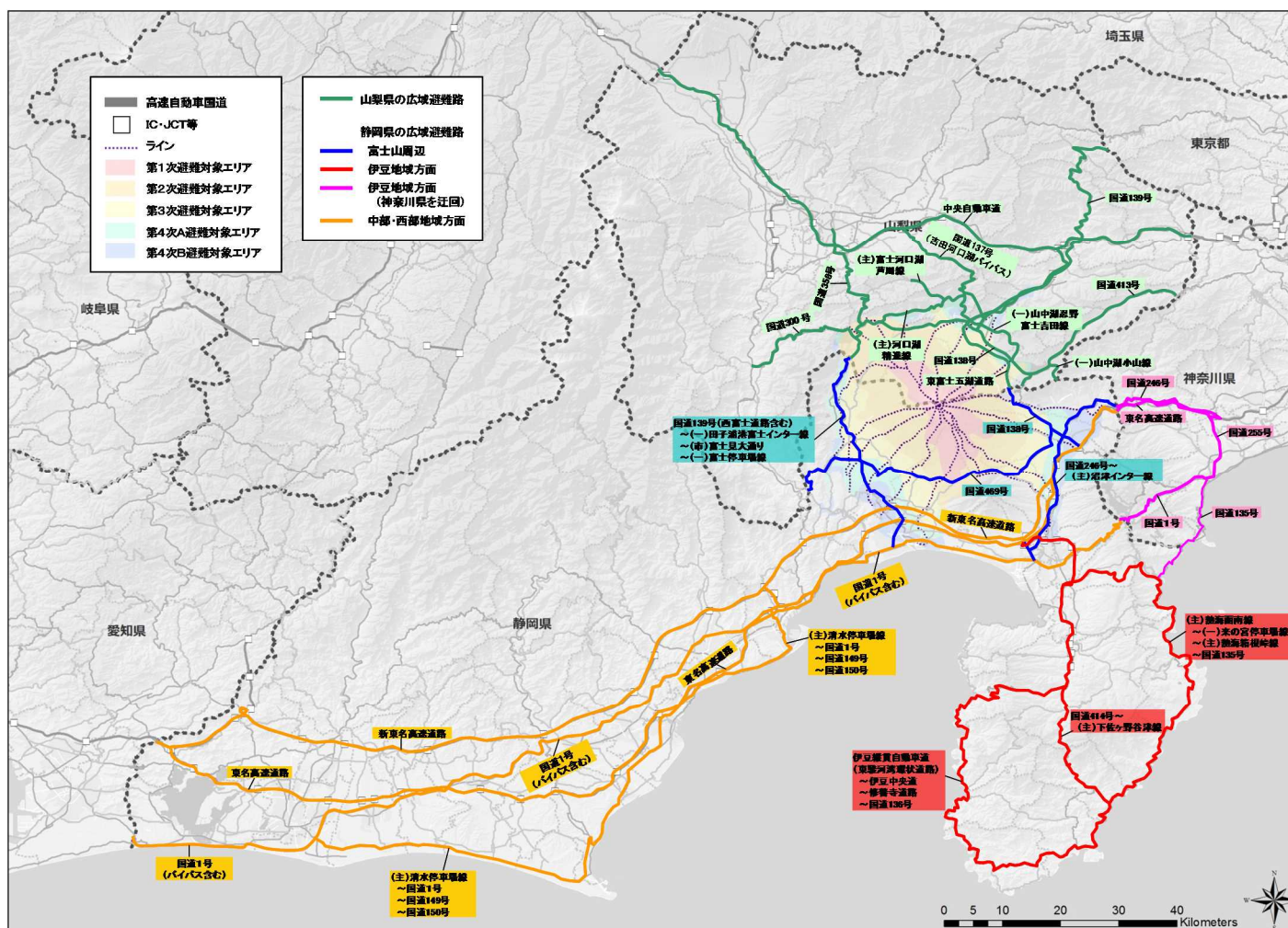


図7 広域避難路

第2章 災害予防計画

第1節 火山防災対策の検討体制の整備

- 1 活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、富士山における火山災害警戒地域として指定された、山梨県及び静岡県、神奈川県、並びに富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町（以下、「富士山周辺市町村」という。）、及び静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町、また、相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町は、国、関係機関及び火山専門家等と連携し、想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備に関する必要な協議を行うための火山防災協議会を設置する。
- 2 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、富士山における統一的な防災対策を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

- 1 県は、必要に応じて国、富士山の火山災害に関係する県内外の市町村及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行う。
- 2 県は、静岡県、神奈川県と締結した「富士山火山防災に関する協定」の具体化を図るとともに、国、県内外の市町村、関係都県との連携体制の整備に努める。
- 3 県は、国、静岡県、神奈川県、富士山周辺市町村、公共機関及び火山専門家と連携して「富士山火山防災対策協議会」を設置し、富士山の噴火等に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第3節 避難活動体制の整備

第1 避難に関する体制の整備

- 1 市は、市長が避難に関連する判断を行うにあたり、必要に応じて県や火山専門家に対し助言を求めることができるよう、平常時から連携体制の整備を行うものとする。
- 2 市及び県は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町村へ避難するための広域避難計画の策定に努める。
- 3 市は、市外から受け入れた避難者の安否情報の収集や市外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努める。
- 4 市及び県は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利活用可能な大型施設をあらかじめ把握するよう努める。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討する。

- 5 県は、静岡県及び神奈川県と県境を越えた広域避難等についての連携強化を進める。
- 6 市は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、中日本高速道路（株）八王子支社大月保全・サービスセンター、富士急行（株）等の関係機関との広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

第2 市避難計画の策定

- 1 市は、広域避難計画に定める事項を基に、詳細な避難対応や対策を記載した「富士吉田市富士山火山避難計画」（以下「市火山避難計画」という。）を策定する。
- 2 県は、市が避難計画を策定する際の県内市町村との調整、避難者受入先の確保等に関する調整など支援を行う。
- 3 市は、高齢者等避難、避難指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について、協定を締結するように努める。

資料編 ・ 富士吉田市富士山火山避難計画（P136）

第3 避難場所及び避難所の整備

市は、噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所の整備・指定について、次の点に留意するものとする。

- 1 車両で集団避難する場合の二次避難地（指定緊急避難場所）をあらかじめ指定する。
- 2 要配慮者の避難については、再避難をさける地域とする。
- 3 大量の降灰を想定して、堅固建物の確保に努める。
- 4 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- 5 指定避難所（※）における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
（※）指定避難所は次のとおりである。
一般災害編第2章第12節「避難計画」で示す避難所のうち、指定避難所とする。
- 6 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 7 一次・二次避難地（指定緊急避難場所）は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- 8 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- 9 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。

第4 避難経路の設定

- 1 市長は、速やかに住民が避難できるように、車両の使用や渋滞予測、避難に要する時間、噴火災害や土砂崩れの危険性などを考慮して、避難経路をあらかじめ設定する。
- 2 県及び市長は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

第4節 災害に強いまちづくり

第1 安全な土地利用

- 1 市及び県は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者や障害者・児童・乳幼児等の要配慮者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努めるものとする。
- 2 市及び県は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。
- 3 市及び県は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、富士山ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

第2 公共施設等の安全性確保

市、県及び施設管理者は、公共施設、避難所となる施設並びに学校及び要配慮者利用施設について、火山災害に対する安全性を考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

第3 砂防・治山施設の整備

県は、災害に強い県土の形成を図るため、火山噴火災害にも考慮した、治山、治水、砂防事業等の県土保全事業を総合的、計画的に推進するものとする。

また、国及び県は、火山噴火時に被害をできる限り軽減するために緊急減災計画を平成30年に策定公表し、同年4月から実施している国直轄による火山噴火対策砂防事業を推進する。

第4 情報発信拠点等の整備

市及び県は、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の富士山に関する各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、富士山科学研究所、観光案内施設、博物館・資料館等の既存施設を拠点にした情報のネットワーク化が図られるように努める。

第5 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第5節 防災関連施設・地域防災力等の把握

市は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

- 1 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- 2 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況

- 3 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
 - 4 火山災害時における避難所の状況
 - 5 避難ルート、一次避難地、二次避難地（指定緊急避難場所）の状況
 - 6 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
 - 7 広域防災拠点、ヘリポート
 - 8 通年の気象データ
 - 9 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- 10 備蓄倉庫

〈注〉

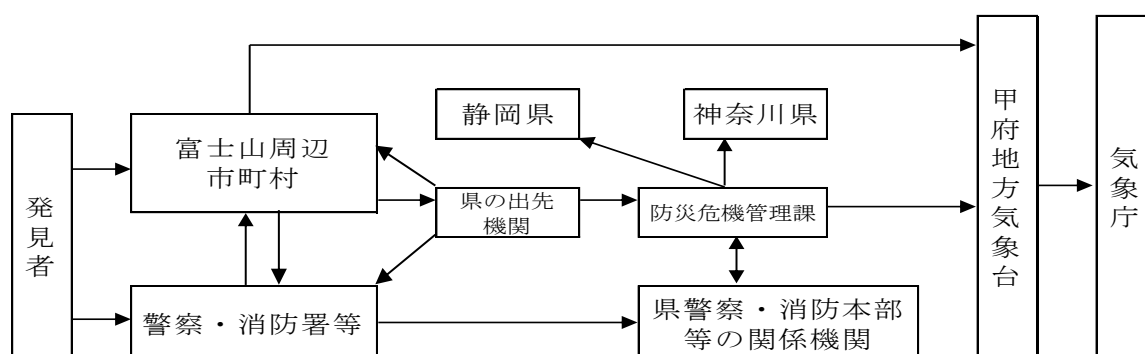
一次避難地：地区ごとに一時的に集合して、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園等をいう。

二次避難地：一時避難地から避難所へ避難する前の中継点で、市長が指定した住民の避難誘導等を行うことが可能な小中学校のグラウンド、町内会の集会施設等のうち指定緊急避難場所の要件をみたすものをいう。

第6節 情報伝達体制の整備

第1 異常現象発見時の通報体制

- 1 火山災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに富士山周辺市町村又は消防機関若しくは警察署（以下「富士山周辺市町村等」という。）に通報する。
- 2 通報を受けた富士山周辺市町村等は、出来るだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに速やかに県に伝達する。
- 3 県は、富士山周辺市町村等から受理した異常な現象に関する情報を速やかに甲府地方气象台に伝達するとともに、関係機関及び静岡県、神奈川県にも伝達を行う。
- 4 伝達系統



5 通報を要する異常現象

(1) 噴煙

噴煙の出現、増加又は減少、色の変化

(2) 火口付近の状態

火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化

(3) 地熱地帯の状態

地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

(4) 鳴動

異常音の発生

(5) 火山性地震

有感地震の発生

(6) 温泉、湧水

新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化

(7) 河川、湖沼、井戸などの異常

変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動

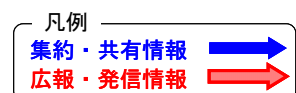
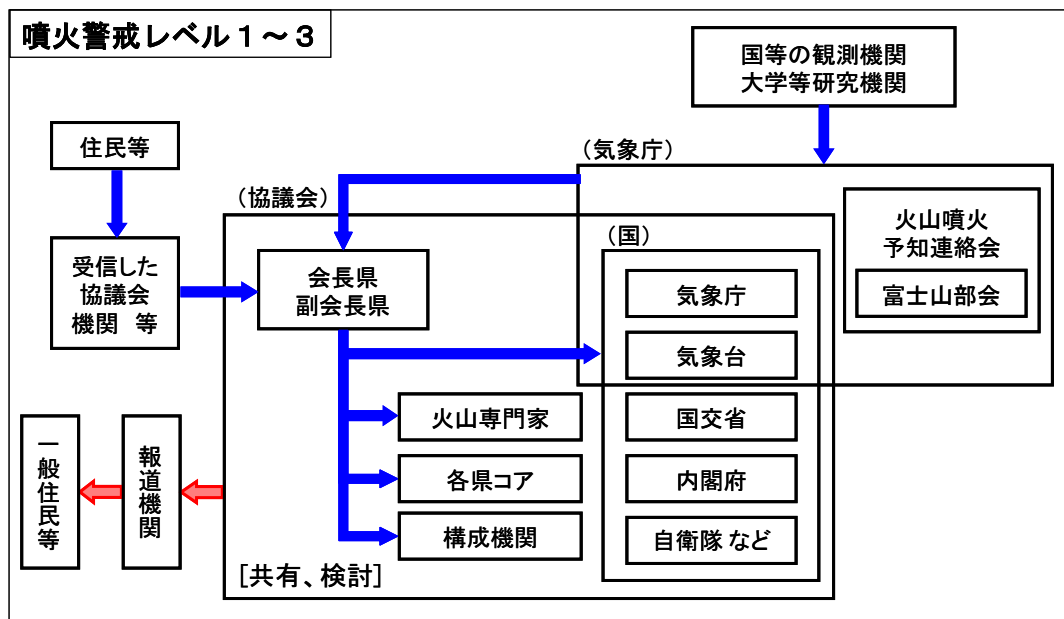
(8) その他

火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

第2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。



第3 避難に係る情報伝達体制

- 1 市は、避難指示等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政放送、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図るとともに、訓練等を通じて、協力体制の強化に努める。
- 2 市及び県は、入山客、観光客等一時滞在者の避難状況の把握、問い合わせ対応について、観光協会等関係機関との連携体制の整備に努める。

第7節 火山観測・監視体制の整備

- 1 県は、気象庁及び関係者による観測・監視情報の共有化体制の構築に努める。
- 2 県は、平常時から山体の観測・監視体制を整備するとともに、火山情報を発表する気象庁に各観測データを提供する。
- 3 県は、観測データの蓄積に努めるとともに、必要に応じて気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼する。
- 4 市は、防災情報提供システムなどを活用した、県からの火山現象に関する情報を共有する。

第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育

第1 住民等に対する普及・啓発・教育

市及び県は、災害に強い地域体制の充実及び広域的な地域防災力の向上並びに広域避難計画などの周知を図るとともに、次により富士山火山に関する基礎知識、防災対策の普及・啓発・教育に努めるものとする。

- 1 広報紙・ホームページ等の活用
- 2 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- 3 社会教育の場の活用
- 4 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- 5 シンポジウムや講演会等の開催
- 6 ソーシャルネットワーキングサービスを利用した防災・気象情報の配信

第2 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

協議会及び防災関係機関等の災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めるなどすることによる講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及徹底及び教育を図る。

特に市職員については、先進自治体等の研究、調査を実施し、防災知識の向上を図る。

第3 観光客・観光事業者に対する普及・啓発

- 1 市及び県は、観光協会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布をし、火山防災知識の普及・啓発を図る。
- 2 市及び県は、観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、広域避

難計画の周知を図る。

- 3 観光事業者は、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムにより、観光客に対し火山に関する一般的知識と防災知識の普及に努める。
- 4 登山者は、夏山期間以外の登山においては、登山届けを警察署、富士山五合目総合管理センターに提出するか、インターネットシステム（全国オンライン登山届コンパス）での提出に努める。また、全期間において、ヘルメットの着用を励行する。

第4 教職員等への普及活動

市及び県は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法等についても検討する。

第5 児童・生徒等への防災教育

市は、富士山科学研究所と連携して小学校低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

第6 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車の運転者及び使用者に対し、火山災害時における自動車の運行措置等について、各種講習会等により防災教育を実施するよう努める。

第7 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市、県及び防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

第8 普及・教育内容

- 1 火山に対する一般的知識
- 2 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- 3 防災計画及びこれに伴う防災体制
- 4 火山災害予防措置
- 5 火山災害危険箇所、適切な避難場所及び避難所、避難路等に関する知識
- 6 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- 7 過去の災害に係る教訓
- 8 広域避難計画

第9 調査研究活動の推進・普及・啓発

市は、富士山科学研究所において県が行う、富士山における噴火災害を軽減するための噴火履歴や予測に関する研究成果の発信を受け、市民に対する知識の普及や啓発を図る。また、県は、富士山火山防災対策における事前対策や発災直後の応急対策を効果的に実施するため、富

士山科学研究所の富士山火山に関する観測、調査及び研究に関する機能を活用して、観測データ、調査研究成果及び噴火に関する火山学的解説等の情報の提供を受ける。

第9節 防災訓練

第1 市及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、市火山避難計画に則った噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図り、市火山避難計画に反映させる。

訓練に当たっては、防災関係機関の協力を得て、自主防災組織、事業所等が参加する訓練を積極的に実施する。

なお、富士山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

- 1 総合防災訓練
- 2 関係自治体との合同防災訓練
- 3 住民（自主防災組織）における避難訓練
- 4 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- 5 車両等を使用した避難訓練
- 6 噴火警報・火山情報等の伝達訓練
- 7 通信障害を想定した災害対応訓練
- 8 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- 9 個別訓練（家族会議等）

第2 市民

市及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が、実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第10節 火山専門家との協力体制の整備

第1 火山専門家との協力関係の構築

- 1 県は、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家（以下「火山専門家」という。）と情報の共有化を図る体制を構築する。
- 2 市及び県は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家から必要に応じ火山活動への防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制の整備に努める。
- 3 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方気象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。

また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行う。

第2 火山専門家との連絡・参集体制

県は、火山専門家との連絡・参集体制、移動支援体制の整備を図るとともに、ヘリコプターによる上空からの観測等の支援体制の整備について検討する。

第11節 自主防災活動

避難範囲内の自主防災組織は、市と協力して、次の自主防災活動に努めるものとする。

- 1 富士山ハザードマップ及び市で定めた防災避難マップに基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- 2 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- 3 一次避難地となる場所の選定
- 4 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- 5 住民等に対する避難誘導方法の検討
- 6 避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の把握
- 7 要配慮者に対する支援方法の検討
- 8 噴火を想定した防災訓練の実施

第12節 各施設等の防災対応力の向上

第1 要配慮者利用施設の防災対策の推進

1 要配慮者施設の施設管理者

- (1) 避難対象範囲内の要配慮者利用施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法等を明確にしておく。

また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受け入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとする。

- (2) 市との連携のもと、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるように平時の体制づくりに努める。

2 市及び県

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

第2 避難促進施設（宿泊施設・観光施設等）の防災対策の推進

- 1 噴火や火山現象が発生し、円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地域で避難促進施設の指定を受けた施設管理者

- (1) 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難確保計画を策定する。

- (2) 避難対象地域内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者に対する火山防災知識の普及のため、火山災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行うよう努める。
- (3) 観光客の帰宅促進を支援できる体制の整備に努める。

2 市及び県

避難対象範囲内の観光施設等に対して、避難確保計画の策定を促進するとともに必要な助言をする。

資料編 ・ 避難促進施設の名称及び所在地（P134）

第13節 家畜避難及び逃走防止の措置

- 1 市、県及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下、「畜産農家等」という。）は、協力・連携して富士山噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、噴火の影響が及ばない地域への家畜移送や家畜の逃走による被害を最小限に止める措置についての検討を進める。
- 2 市は、畜産農家等が円滑、かつ安全に家畜避難、家畜逃走防止措置等が講じられるよう火山情報等を的確に伝達できる体制の整備を図る。

第14節 緊急輸送体制の整備

- 1 市は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するために避難輸送計画を策定し、バス事業者との協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- 2 市は、鉄道事業者と避難手段・輸送路の確保のために、運行増発・協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- 3 市は、燃料事業者との協定締結に努める。
- 4 バス事業者は、避難輸送に使用するための燃料の確保に努める。
- 5 市は、輸送車両の確保について、県に対し調整・支援を求めるものとする。

第15節 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

第16節 医療救護体制の整備

- 1 市及び県は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、被害拡大防止のための広域医療体制を構築するものとする。
- 2 市及び県は、火砕流等による重度熱傷患者に対する迅速かつ高度な治療の為、治療可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品等の調達確保を見据えた体制を構築するように努める。
- 3 県は、一定程度の人数の負傷者に対する高度な治療体制を確保するため、山梨県大規模災害時保健医

療救護マニュアルに基づき、迅速に医療対策を実施するとともに、県外へのヘリコプター等を活用した搬送を行うための仕組みをあらかじめ整備する。

- 4 市は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するように努める。

第 17 節 食料及び生活必需品の調達

第 1 基本方針

- 1 避難時に必要な食料及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するように努める。
- 2 市及び県は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
- 3 市は、備蓄する物資が不足する場合等は、一般災害編第2章第16節「生活必需物資供給計画」により対応する。

第 2 県

- 1 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- 2 物資の円滑な流通体制を確保し、必要に応じて物資保有者に対して収用又は保管命令を行う。

第 3 市

- 1 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- 2 救助物資の受け入れ場所を確保するとともに、受け入れ体制の整備を図る。

第 18 節 飲料水の確保、給水活動

1 県

- 1 県内の富士山周辺市町村、専用水道設置者及び県民への緊急貯水を指導する。
- 2 県内の富士山周辺市町村及び専用水道設置者からの要請に基づき必要な措置を講ずる。
(例：自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等)
- 3 県内の富士山周辺市町村及び専用水道設置者が相互に協力できる体制整備を指導する。

2 市

- 1 火口周辺警報の発表に伴い、必要に応じて給水車、給水用資機材の点検を行う。
- 2 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- 3 大量降灰等により配水場の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予想される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図る。
- 4 水道工事事業者との協力体制の整備を図る。

第19節 災害ボランティア支援体制の整備

- 1 県及び日本赤十字社山梨県支部は、効果的な火山対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。
- 2 市は、富士吉田市社会福祉協議会及び富士吉田市ボランティア協会等と協力して、地域のNPO・ボランティア等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図るとともに、県及び富士山周辺市町村と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努める。

第20節 要配慮者支援体制の整備

第1 要配慮者支援体制

- 1 市は、要配慮者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、緊急避難場所又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるように努める。
- 2 市は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し要配慮者の支援体制の整備を行う。
- 3 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して要配慮者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。
- 4 県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに要配慮者のための物資を提供できるよう応援体制の確保に努める。

第2 要配慮者の把握

市は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、民生委員、福祉関係団体、消防機関等と協力して要配慮者の把握に当たる。

第3 人材確保

- 1 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者、外国語の通訳、通訳ボランティア等の人材の確保に努め、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努めるものとする。この際、必要に応じ人材確保について県に支援を要請するものとする。
- 2 県は、障害者団体等と連携して、必要に応じて、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に関する支援体制の構築に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 基本方針

- 1 市、県及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の共有化が図られ、相互連携のもと各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- 3 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制の整備を図る。
- 4 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図る。

第2 協議会の体制

1 火山活動に異常を認めた時の対応

(1) 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）のときの対応

噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）においても、富士山で有感地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説状況」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため協議会（会議）を開催するなどして、気象庁や火山専門家等から火山活動の状況や見通し等について意見を聞き、防災対応を検討する。（この段階を特に「噴火警戒レベル1（情報収集体制）」と表記する。）

(2) 噴火警戒レベルが引き上げられた後の対応

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げを発表した時は、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、協議会の体制を火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」という。）に移行し、火山応急対策について調整するとともに、合意形成に努める。

2 小康期の対応

協議会は、火山活動が小康期になった場合、広域避難者の避難状況、被災地域の復旧・復興の状況等に応じて、体制の見直しを行う。ただし、降灰後土石流が継続して発生するおそれがある場合は、体制を継続する。

第3 国の体制

1 火山災害現地連絡調整室の設置

噴火警戒レベル3が発表された場合において、現地における情報の収集・取りまとめなど、火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、内閣府（防災担当）は、火山防災応急対策対処方針（平成26年、中央防災会議主事会議）に基づく火山災害現地連絡調整室（室長：内閣府参事官）を設置する。

2 火山災害警戒本部及び現地警戒本部の設置

噴火警戒レベル4が発表された場合において、火山防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、必要に応じて、火山防災応急対策対処方針に基づく火山災害警戒本部（以下、「警戒本部」という。）を設置する（警戒本部長：防災担当大臣）。

さらに、現地における情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請の警戒本部への伝達など、火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて火山災害現地警戒本部（現地警戒本部長：原則として内閣府官房審議官）（以下、「現地警戒本部」という。）を設置する。

3 緊急（非常）災害対策本部及び現地対策本部の設置

噴火警戒レベル5が発表された場合または居住地域に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、災害対策基本法第24条及び第28条の2に基づく緊急（非常）災害対策本部を設置する。

さらに、現地における被災情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請の緊急（非常）災害対策本部への伝達など、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて緊急（非常）災害現地対策本部（現地対策本部長：原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官）（以下、「現地対策本部」という。）を設置する。

4 火山災害警戒（対策）合同会議の開催

噴火警戒レベル4が発表され現地警戒本部が設置された場合、現地警戒本部長を議長とする火山災害警戒合同会議を、噴火警戒レベル5が発表され現地対策本部が設置された場合、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議を開催する。

第4 県の体制

1 県は、気象庁が「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、協議会が定める噴火警戒レベル1（情報収集体制）になった場合、情報収集を積極的に行い、噴火等の異常事態に備える。

2 県は、噴火警戒レベル3が発表された場合又は防災局長が必要と認めた場合には、噴火時の初動体制を迅速に行うため災害警戒本部を設置する。噴火警戒レベル4・5の発表又は噴火が確認された場合又は知事が必要と認めた場合には、その所掌事務に係わる災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

3 県は、噴火警戒レベルに応じて、次に示す富士山噴火対応の体制をとる。

噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）
レベル 1 (情報収集体制)	・ 事前配備体制 (情報収集体制)	・ 事前配備体制 (情報収集体制)
レベル 2 (引き下げ時)	・ 事前配備体制 (情報収集体制)	・ 事前配備体制 (情報収集体制)
レベル 3	・ 災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：防災局長 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班	・ 災害警戒本部配備設置体制
レベル 4 レベル 5 噴火開始時	・ 災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部局長及び防災局長 (統括部長)	・ 地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関

第 5 市の体制

- 1 市は、富士山に噴火警報が発表された場合又は、市長が必要と認めた場合には、その所掌業務に係る災害応急対策を実施するため、富士吉田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- 2 市災害対策本部長は、火山災害の規模程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。
- 3 市は、噴火警報発表時に政府が設置する現地警戒（対策）本部と連携を図る。
- 4 市は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国の現地警戒（対策）本部が設置される場合に備え、予め具体的な対応や災害の状況に応じて設置場所等の検討を行う。

第 6 現地警戒（対策）本部等との連携

- 1 県は、政府の現地警戒（対策）本部の設置について通報があった場合、火山活動の状況に応じて、予め協議会が選定した候補施設に設置を調整する。

現地警戒（対策）本部の設置候補施設

施設名	所在地	備考
山梨県庁防災新館	甲府市丸の内1-6-1	
富士吉田合同庁舎	富士吉田市上吉田1-2-5	

- 2 市及び県は、予め火山災害警戒（対策）合同会議に派遣する職員等についての検討を行う。
- 3 市及び県の意思決定の迅速化を図るために、火山災害警戒（対策）合同会議において、関係者間の情報共有を図るよう努めるとともに、会議において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。

第2節 職員の配備体制

市職員の配備体制は、富士吉田市地域防災計画職員の配置及び動員計画によるものとし、次のとおり対応する。

1 噴火予報：噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（第一配備体制））

気象庁が「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表した場合、市は災害警戒本部を設置し情報収集体制を強化するとともに、気象庁や火山専門家等からの火山活動の状況や見通し等についての情報を収集する。

2 噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報：噴火警戒レベル2（引き下げ時）が発表されたとき（第一配備体制）

富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表される。噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表されることから、そのような場合には、市は災害警戒本部体制を確保して、引き続き情報を収集する。

3 噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき（第二配備体制）

市災害対策本部を設置、火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、情報の連絡体制を確立する。また、火山災害関連情報の収集活動をはじめとする、応急対策活動に着手するものとする。

4 噴火警報（居住地域）または噴火警報：噴火警戒レベル4（高齢者等避難）以上が発表されたとき又は、市長が災害対策本部を設置する必要があると認めたとき（第三配備体制）

速やかに災害対策本部を設置し、避難行動要支援者の避難や自主避難等の対応にあたりとともに一般住民等の避難をはじめとする応急対策活動が円滑に行えるように努める。災害対策本部は、国の非常（緊急）災害対策本部が設置されたときは、これと密接な連携を図るように努める。

また、勤務時間外に発生する大規模災害に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、初動体制職員を指名し、初動体制の整備を図ることとし、噴火警戒レベル4以上が発表されたときは、初動体制職員は、直ちに予め指定した災害対策本部等に登庁し、指定された業務を行うこととする。

第3節 移転・廃止基準

1 災害対策本部の設置場所および移転先

富士山噴火時における災害対策本部の設置場所は一般災害編に準じるものとする。ただし、災害対策本部に溶岩流の到達が予想される場合には、火口位置や溶岩流の流下範囲、施設の被災状況等に応じて移転先を指定するものとする。なお、移転先施設にも溶岩流の到達が予想される場合には、近隣市町村の公共施設等に2次移転を検討する。

2 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止に当たっては、本部長が市地域に対する火山災害の発生するおそれがなくなったと認めるとき、又は本部長が、おおむね火山災害応急対策を終了したと認めるときとする。

第4節 情報の伝達・収集・広報

第1 噴火警報・火山情報等の伝達

1 甲府地方気象台

気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

2 県

- (1) 噴火警報・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。
- (2) 火山専門家から火山活動状況、噴火警報・火山情報等に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。
- (3) 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国とともに緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

3 市

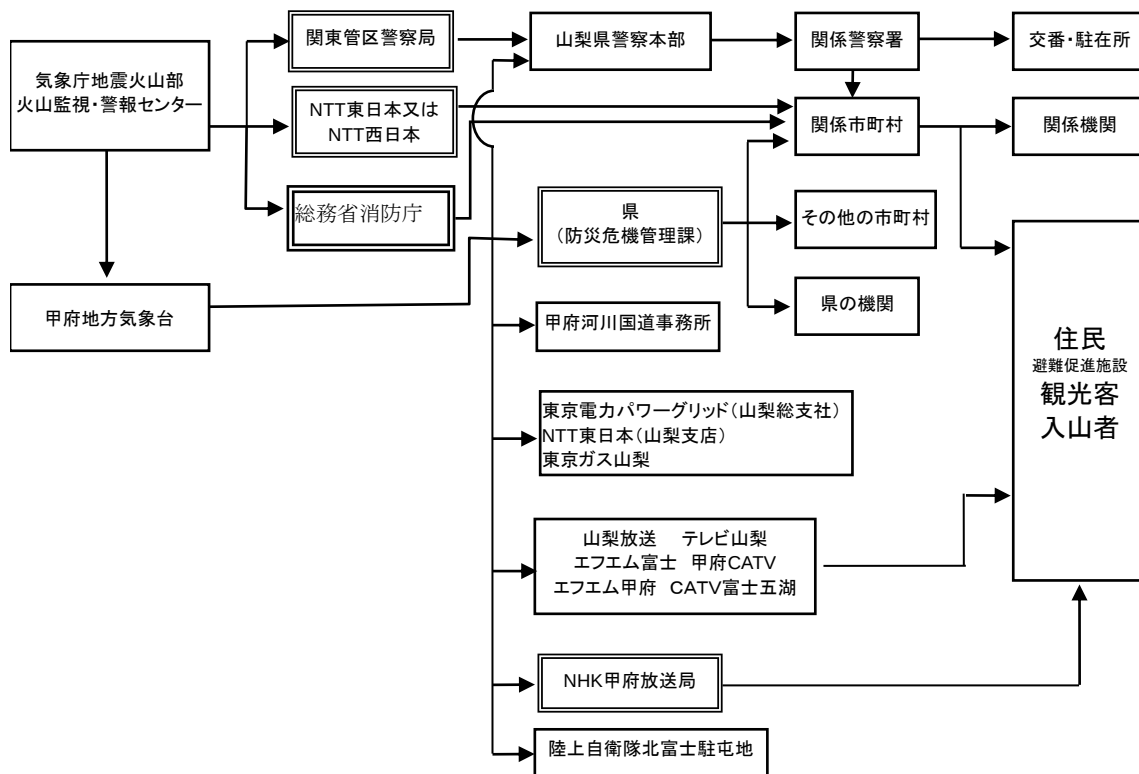
- (1) 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域住民、避難促進施設、観光客、登山者等に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。
- (2) 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、避難促進施設、観光客、登山者等に周知徹底を図る。

4 道路管理者

火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、その内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

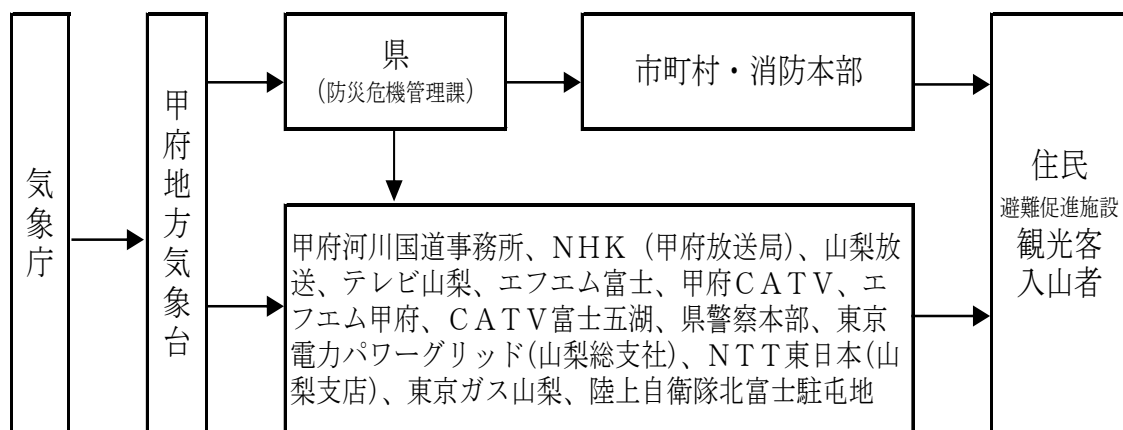
5 伝達系統

- (1) 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。

(2) 降灰予報及び火山情報等



第2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- 1 市は、火口周辺警報が発表された場合、避難促進施設等へ噴火警報に関する内容、予想される災害、

とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早期下山を呼び掛ける。

- 2 市は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政放送、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。
- 3 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛呼び掛け、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行う。
- 4 県、市及び観光振興サービスは、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行う。

第3 避難に関する情報伝達

- 1 市長は、高齢者等避難（※）、避難指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政放送、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- 2 市は、要配慮者への情報伝達にあたっては、的確な情報提供を行うよう民生委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに伝達を行う。
- 3 市長は、避難指示等を行った場合には、観光振興サービス、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

（※）高齢者等避難

高齢者、障害者、妊婦・乳幼児など、避難に時間がかかる方や身の危険を感じる方が避難を始めなければならない段階。被害の発生する可能性が高まった状況であり、避難指示を発令することが予想される状況。

第4 安否情報

市は、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するよう努める。

第5 被害情報等の収集・伝達

- 1 被害状況の確認
 - (1) 市及び県は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各管理者等が持つ情報も収集する。
 - (2) 県は、地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行う。
- 2 情報の伝達

市、県及び防災関係機関は、防災行政放送又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

第6 問い合わせ対応

市及び県は、火口周辺警報及び噴火警報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のために窓口を設ける。

第5節 避難行動

第1 基本方針

噴火の始まる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

第2 避難指示等

1 市長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、「市火山避難計画」に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに高齢者等避難、避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。

2 知事

市長が高齢者等避難、避難指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代行して避難の指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。

3 警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要と認められる場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は、市長から要求があったときは、必要と認める地域居住者等に対し、避難の立退きを指示することができる。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、市の職員、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にはいない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知する。

第3 避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。

- 1 避難対象範囲
- 2 避難先
- 3 避難経路
- 4 高齢者等避難、避難指示の理由
- 5 その他の必要な事項

第4 警戒区域の設定

1 市長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。

2 知事

市長がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市長に代行して、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施する。この場合に、知事はその旨を公示する。

3 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ市長若しくは、市の職員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、直ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、市長若しくは、市の職員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

第5 住民等の避難準備・避難行動

- 1 市長等により入山自粛の呼び掛け等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- 2 住民等は、避難指示があった場合、原則として、市が指定する指定緊急避難場所又は自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、協議会で示されている「富士山噴火時避難ルートマップ（平成28年6月作成）」に記載のある吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる徒歩道、林道等を避難路として、速やかに下山する。
- 3 住民等は、一次避難地において安否確認等を行った後に、市長があらかじめ指定した二次避難地（指定緊急避難場所）に移動し、市が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。
- 4 要配慮者のうち施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡を実施する。
- 5 医療機関に入院している者は、県、市、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

資料編 ・ 富士山噴火時避難ルートマップ（P135）

第6 住民等が実施する自衛措置

- 1 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。
- 2 避難行動要支援者等（介護者を含む。）、特に避難行動に時間を要する者は、避難指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、市長から高齢者等避難の発令があった場合には、早期の避難を行う。
- 3 一時滞在者は、市長等から下山の呼び掛け、入山自粛の呼び掛け及び観光自粛の呼び掛けがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努める。

第7 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 市長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。
- (2) 市長は、住民に避難準備の呼び掛けを実施した場合、また、入山規制等により帰宅困難となった登山者等がいる場合に、火山現象に適した避難所を開設する。
- (3) 市長は、必要に応じ、予め指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

2 避難場所の運営管理

- (1) 市は、平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。
- (2) 市は、指定避難所の適切な運営管理に努める。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (3) それぞれの避難所で受入れている避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否確認に努め、把握した情報について市と共有する。
- (4) 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の利用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じる。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保を検討する。
- (5) 避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニ

ズに配慮した避難所の運営に努める。

- (6) 市は、やむを得ず避難所に滞在できない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等、保健医療サービスの提供、正確な情報伝達により生活環境の確保が図られるよう努める。
- (7) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (8) 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努める。
- (9) 県は、被災市町村へ避難所運営の応援職員を派遣する仕組みを整える。

第6節 避難区域・警戒区域の見直し

- 1 市長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。その際、必要に応じ県に助言を求めるものとする。
- 2 県は市長が避難範囲の縮小及び避難解除や警戒区域の見直しを行う際に、必要に応じて専門的な知識を持つ、関係機関及び火山専門家等と噴火の見通しや今後の活動評価について協議を行う。

第7節 一時帰宅の実施

- 1 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策を講じるものとする。
- 2 市長は、一時帰宅を行う場合、必要に応じ県に助言を求めるものとする。その際、県は必要に応じて、関係機関及び火山専門家等と協議を行う。

第8節 家畜避難及び逃走防止

畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が、発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として家畜の避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとする。

第9節 交通応急対策

火山災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

市は、交通規制が実施された場合、その内容の広報（周知）の徹底を図る。

第1 県の計画における基本方針

- 1 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。
- 2 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- 3 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- 4 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

第2 交通規制の実施

- 1 県公安委員会は、災害の危険が切迫した場合には、危険区域での災害応急対策活動が的確かつ円滑に行われるよう、必要があると認めるときは政令で定めるところにより、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- 2 警察及び道路管理者は、「火口周辺警報」及び「噴火警報」の発表に伴い、各市町村で定めた防災避難マップに基づき設定された避難範囲や合同現地対策本部において新たに設定した避難範囲を基に、迅速・円滑な避難が行えるよう、必要に応じ交通規制及び通行禁止等の措置を講じる。
- 3 警察及び道路管理者は、合同現地対策本部から交通規制について要請を受けた場合には、可能な限り速やかに必要な措置を講じるとともに、関連情報を合同現地対策本部に提供するものとする。
- 4 鉄道事業者は、富士山噴火時に影響を受ける可能性がある鉄道路線について運行停止等の処置を講じる。（噴火の状況に関わらずすべての場合）
また、噴火時以外でも必要に応じて運行規制・運行中止等の措置を行う。
- 5 県は、取材ヘリ等の集中による事故発生を防止し、かつ上空からの監視観測活動を円滑に実施するため、国土交通省等に協力を求めて、必要に応じてヘリコプター等航空機の飛行に関して注意を喚起するよう関係機関・関係団体に広報する。

第3 交通規制の標示

- 1 県公安委員会は、災害対策基本法等に基づき交通規制を実施する場合には、災害対策基本法施行令第32条の規定に従い、標示を設置してこれを行う。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、これを行うものとする。
- 2 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日）に定められた標識等を設置する。

第 10 節 民心・社会秩序安定のための活動

- 1 市及び県は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
 - (1) 市
 - ア 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
 - イ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
 - ウ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。
 - (2) 県
 - ア 市町村の区域を超える緊急物資の調達又は斡旋
 - イ 県内の在庫減少の著しい物資について国への要請
 - ウ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。
- 2 警察は、被災者等の安全・安心を確保するための警察活動を推進し、公共の安全と秩序の維持に当たる。
- 3 県、富士山周辺市町村、警察、消防等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第 11 節 降灰対策

- 1 市は、気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は県内に降灰があった場合、県などの関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- 3 市及び県は、降灰が予想される場合、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について、事前に検討を行う。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスウィーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- 5 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第 1 2 節 被害拡大防止対策

噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施する。

第 1 市・国・県・防災関係機関

緊急減災対策砂防計画が策定されたことから、以下の減災対策を実施することとする。

- 1 溶岩流・土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
- 2 危険範囲からの危険物等の搬出
- 3 洪水氾濫防止（築堤）
- 4 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

第 2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）

第 1 3 節 災害救助法による支援

災害救助法に基づく救助の実施は、県知事が行う。ただし、災害救助法が適用されない場合の救助については市長が行うものとする。

第 1 4 節 住宅供給の実施

市及び県は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供及び民間賃貸借住宅の情報提供を実施する。

第 1 応急的な住宅確保

市は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない場合の避難対象の住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討する。その際、県は必要に応じて調整・支援を行う。

第 2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておくことが必要である。

このため、市及び県との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施する。

第 15 節 残留者・行方不明者等の搜索

- 1 市は、一般住民や登山者等の噴火前避難にあたり、山小屋組合等や各避難所等から避難情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告する。
- 2 市、県、消防職員・団員、警察、自衛隊等は、連携し搜索・救出班等を編成して対応する。
- 3 噴火時の搜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する万全の対策を講じるものとする。

第 16 節 災害ボランティア支援対策

第 1 災害ボランティアの受け入れ

市、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するように努める。また市はボランティアセンター（社会福祉協議会）に担当窓口を設置し、その活動が円滑に行われるよう支援に努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう県、市及び関係団体の情報共有体制等の連携を強化する。

第 2 災害ボランティアの活動の推進

県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、山梨県社会福祉協議会、山梨県共同募金会、山梨県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、互いに協力するものとする。

第 17 節 要配慮者支援対策

第 1 要配慮者への配慮

- 1 市は、発災時に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し、住民等による避難行動要支援者の避難支援や迅速な安否確認ができるよう努める。また、避難誘導、指定避難所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては、要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障害者等の指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- 2 市は、避難所等における要配慮者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

第2 要配慮者向けの情報提供

市は、要配慮者に対応した情報提供が適切に行われるように配慮する。

第3 帰宅困難者等の保護

交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努める。

また、県、市及び関係機関は、帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは関係各機関が連携して、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。市災害対策本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに、必要な措置をとる。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

第1 市

- 1 警戒基準雨量の見直し
- 2 警戒避難体制の確立
- 3 降雨時の避難の実施

第2 県

- 1 危険性の緊急調査の実施
- 2 土石流・泥流対策の緊急工事

第2節 風評被害発生時の防止対策

- 1 市及び県は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し被害防止に努めるものとする。
- 2 市及び県は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

第3節 弔慰金・生活再建資金等の供給

市及び県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の自立的生活再建の支援を行うよう努める。

第4節 恒久住宅等の供給・再建

- 1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。
- 2 市及び県は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災者に速やかに提示する。

- 3 市及び県は、避難生活が長期化する場合には、要配慮者等の居住環境確保のため、公営住宅やホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

第5節 義援金品募集配分計画

第1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社山梨県支部・共同募金会・報道機関その他

第2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

第3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等

市及び県は、必要に応じて、地方税の申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図る。

第7節 職業安定

市及び県は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災地に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を推進する。

第8節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

市及び県は、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行う。

第9節 火山資源の活用

- 1 市及び県は、噴火履歴を観察できる露頭等の自然資源や既存の砂防えん堤等を活用した観光の振興を図るよう努める。また、災害遺構も加えた新たな観光等による地域産業の活性化を図るよう努める。
- 2 火山堆積物については、工業製品への活用等災害後の地域産業の振興に役立てるよう努める。

第 10 節 各種行政サービスの実施体制の整備

噴火による避難の長期化などに対応するため、国、県及び市は避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。